

第3部 その他の施策

第3部では、東京都の交通安全計画も踏まえ、計画目標とは直接関係がないものの、総合的な交通安全対策として当計画に必要な諸施策について記載します。

施策	取組
第1章 被害者の支援	1 交通事故相談業務の充実
	2 交通事故被害者等に対する連絡制度
	3 交通事故被害者等に対する救済制度
	4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進
第2章 災害に強い交通施設等の整備 及び災害時の交通安全の確保	1 災害に強い交通施設等の整備
	2 災害時の交通安全の確保
第3章 鉄道及び踏切の交通安全	1 鉄道の交通安全
	2 踏切の交通安全

第1章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

(足立区)

弁護士による無料の法律相談において、交通事故相談を受けている。交通事故相談件数は前年度より減少した。

実施機関	交通事故相談業務の充実	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区	交通事故相談業務の充実	交通事故相談件数	120	120	120	120	120	120
【区：区民の声相談課】実績値→			110	116	97			

2 交通事故被害者等に対する連絡制度

(四警察署)

- (1) 交通捜査係と連携し、被害者支援制度に基づき実施。(千住警察署、竹の塚警察署)
- (2) 交通事故担当専務員が窓口となり、被害者遺族等への支援を行っている。昨年度における交通総務係員が専務員の代行により被害者支援を行った状況はない。(西新井警察署)
- (3) 令和5年度、綾瀬警察署では29件の被害者支援を実施。捜査の進展状況等必要な情報を提供する等して被害者を支援した。(綾瀬警察署)

実施機関	交通事故被害者等に対する連絡制度	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
署	交通事故被害者等に対する連絡制度	被害者・遺族等への適切な情報提供	実施	→	→	→	→	継続 実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			

3 交通事故被害者等に対する救済制度

(足立区)

足立区応急小口資金貸付制度（昭和48年11月1日施行）により、区内に住所（3か月以上居住）がある方で、本人もしくは同居の親族が交通事故に遭い、被害者として当座の費用（医療費のみ）の調達が困難な場合、又は加害者（無免許運転、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な行為者は除く）として、被害者に対する当座の医療費の賠償金の支払が困難である場合には、15万円（特別の場合は30万円）を限度に応急小口資金の貸付を実施している。

令和5年度における交通事故を理由とした貸付の実績は無かった。

実施機関	交通事故被害者等に対する救済制度	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
区	交通事故被害者等に対する救済制度	応急小口資金貸付制度による貸付	実施	→	→	→	→	継続 実施
【区：福祉管理課】実績値→			都度 実施	都度 実施	都度 実施			

4 自動車損害賠償責任保険等への加入促進

(1) 原動機付自転車等の損害賠償責任保険への加入促進

(四警察署)

ア 各種講習会等で加入促進を図っている。(千住警察署)

イ あらゆる機会において加入促進。二輪車実技講習会において、二輪車の関与する事故発生の現状を説明し、命を守る対策、万が一事故に遭遇した場合の備えのため任意保険に加入した方が、ゆとりを持った安全運転の要因になるなど指導を実施した。(西新井警察署)

ウ 各種講習時や免許更新時において実施した。(竹の塚警察署)

(2) 自転車保険の加入義務化

(足立区・四警察署)

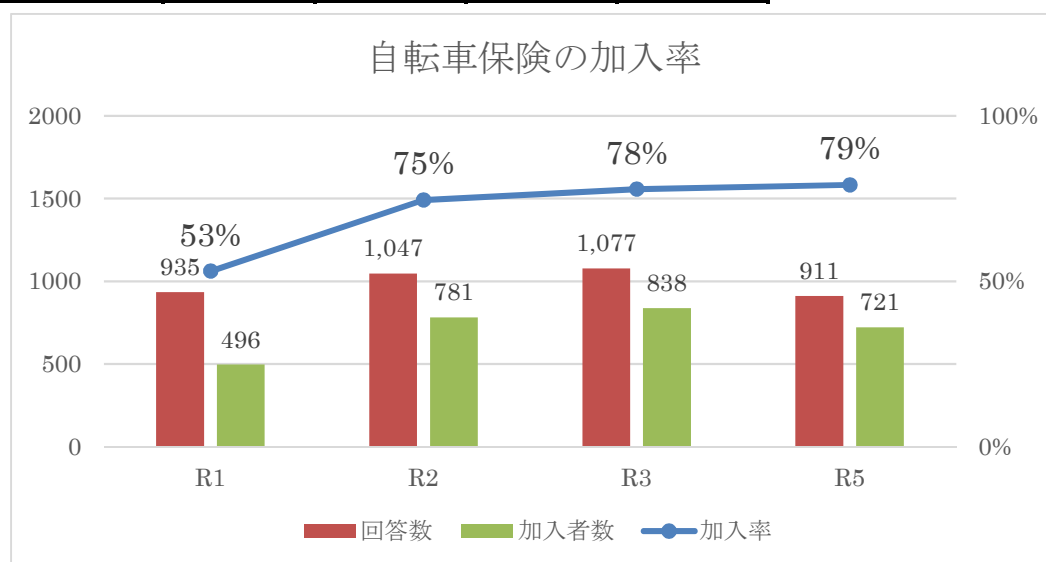
令和2年4月より、東京都及び足立区では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等へ加入することが、条例(※)で義務化された。

※ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、足立区自転車の安全利用に関する条例
そこで区内駐輪場でアンケート用紙を配布し、加入率の調査を行った。

年 月	配布数	回答数	加入者数	加入率
令和元年度	7,215	935	496	53%
令和2年度	5,430	1,047	781	75%
令和3年度	5,625	1,077	838	78%
令和5年度	5,295	911	721	79%



駐輪場でのアンケート配付



自転車保険の加入を促進するため、足立区でも令和2年度から区民交通傷害保険の募集を開始した。令和5年度で4年目となる。

区民交通傷害保険については、既加入者に対して勧奨用通知を送付し、また区

ホームページ、SNS、あだち広報へ掲載し、町会・自治会の掲示板や回覧板による周知を行った。

また、令和5年度募集分から金融機関での申込みに加え、WEB申込みを開始した。これにより、従来の2～3月の募集期間だけでなく、年度途中での申込みも可能になることに加え、金融機関窓口の開いている時間だけでなく、24時間いつでも可能となるため、区民の申込機会を拡大させることができた。

これらの結果、令和5年4月1日現在で、前年度より加入者が増加した。（前年比547人増）

なお、WEB申込みを実施しているのは、16区中（※）、足立区、港区、台東区、江戸川区の4区のみである（令和6年度は世田谷区、荒川区、葛飾区でも実施予定）。

※ 港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、世田谷区、品川区、足立区、江戸川区、千代田区、葛飾区

なお、住区センター等において交通安全講話の際、足立区と合同で保険加入の促進も併せて実施した。（綾瀬警察署）



住区センターでの交通安全講話と保険加入の案内

実施機関	自動車損害賠償責任保険等への加入促進	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・署	原動機付自転車の損害賠償責任保険への加入促進	あらゆる機会において加入促進の強化	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施			
区	自転車保険制度の普及啓発	区民交通傷害保険の加入者数 ※1	10,668	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
【区：交通対策課 推進係】実績値→			10,668	11,687	12,234			

※1：4月1日現在の実績値とする。

第2章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

1 災害に強い交通施設等の整備

(1) 道路橋りょう等の耐震性等強化

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

都では、定期点検及び日常点検等で発見された橋りょうの劣化や損傷の補修工事を実施した。なお、東京都の管理する橋りょうの耐震対策は、平成27年度に全橋りょう対策が完了している。国では、令和5年度は未実施であった。

区では新豊橋について、再塗装による補修工事が完了した。また、花見橋について、断面修復及び再塗装による補修工事が完了した。

(2) 災害に備えた広報啓発

(足立区・四警察署)

商業施設等での防災普及啓発イベントで、大地震が発生した場合の対処や交通規制等を記載したパンフレット等を配布した。また、防災講演会でも大地震が発生した際には、人命救助や消火活動の支障になるため、車を使用しないことについての周知を行った。



実施機関	災害に強い交通施設等の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【国】橋りょうの補修	実施	→	→	→	→	継続実施
【国：東京国道事務所】実績値→			実施	未実施	未実施			
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【都】橋りょうの補修	実施	→	→	→	→	継続実施
【都：第六建設事務所】実績値→			実施	実施	実施			
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【区】橋りょうの補修	2箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所	継続実施
【区：道路整備課】実績値→			2箇所	0箇所	2箇所			
区・署	災害に備えた広報啓発	あだち広報、パンフレット、ホームページ、デジタルサイネージ等の広報媒体による広報・啓発活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：災害対策課】実績値→			実施	実施	実施			

2 災害時の交通安全の確保

(1) 緊急通行車両等の交通の確保

ア 令和5年9月1日に日光街道上、千住宮元町交差点において、緊急自動車専用路確保訓練を実施した。(千住警察署)

イ 令和5年9月1日に訓練を実施した。(西新井警察署)

ウ 日光街道上において、緊急自動車専用路確保訓練を実施した。(竹の塚警察署)

エ 令和5年9月1日にて、震災に伴う交通対策訓練を実施した。環状七号線流入規制訓練、緊急自動車専用路確保訓練、緊急交通路確保訓練等を綾瀬警察署前交差点で実施した。(綾瀬警察署)



国道4号線大震災時交通規制の看板

(2) 道路の障害物除去

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所)

(3) 帰宅困難者対策

(足立区・国道事務所・都第六建設事務所・各鉄道事業者・四警察署)

首都直下地震により北千住駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、区や鉄道事業者、駅周辺関係施設等が協力し、駅周辺の混乱防止や滞留者の安全確保のための実践的な取組みについて検証(訓練)を実施した。

【参加機関】東京都、足立区、北千住駅前滞留者対策推進協議会、鉄道事業者(JR東日本、東京メトロ、東武鉄道、首都圏新都市鉄道)、警視庁(千住警察署)、東京消防庁(千住消防署)

【参加人数】訓練参加者125人、視察者45人

令和5年度は、日暮里・舎人ライナーの架線点検による運転見合わせや遅延の情報発信を行った。また、降雪の予報が出た際に、通勤・通学時に交通機関が乱れる可能性があることの注意喚起を発信した。

実施機関	災害時の交通安全の確保	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	7年 以降
署	緊急通行車両等の交通確保	緊急車両等の通行及び避難誘導のための 緊急交通路の確保	都度 実施	→	→	→	→	継続 実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			実施	実施	実施			
区・国・都	道路の障害物除去	大量の帰宅困難者による混乱及び事故な どを防止するため及び大量の帰宅困難者 による混乱対策を強化し地域防災力向上 を図るため訓練を実施	2回	2回	2回	2回	2回	2回
区・国・都 鉄・署	帰宅困難者対策							
【区：災害対策課】実績値→			1回	0回	1回			
区・国・都 鉄・署	帰宅困難者対策	ホームページ、SNS等の広報媒体を活用 し、早く正確な情報提供を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続 実施
【区：報道広報課】実績値→			実施	実施	15回			

第3章 鉄道及び踏切の交通安全

第3章では、区内各鉄道事業者の取組みについて記載する。

1 鉄道の交通安全

(1) 鉄道交通環境の整備

(都交通局・各鉄道事業者)

ア 鉄道施設の安全性の向上

車両においては車両部、施設に関しては工務部や改良建築部が定期的に点検し、メンテナンスを行っている。現在は千代田線北千住駅において、空調設備の改良工事を行っている。(東京メトロ)

イ 信号保安設備等の整備

(ア) 信号や電気設備などの保守点検を通信区・電気区社員によって継続して行っている。(東京メトロ)

(イ) 千住大橋付近の信号保安設備に対する雷害対策を実施。また、降雪時の対策として転てつ器(※)の電気融雪器改良工事を実施。(京成電鉄)

※ 一つの線路から他の線路へ列車を異動させるための装置

(2) 利用しやすい駅施設等の整備

(足立区・都交通局・各鉄道事業者)

ア エレベーター等駅のバリアフリー化

「移動等円滑化の促進に関する基本方針(国家公安委員会、総務省、国土交通省)」により、区内全駅について、鉄道事業者による段差の解消(バリアフリールートの確保)やバリアフリースイアの整備がされている。

イ 視覚障がい者誘導用ブロック、案内表示等

ウ 鉄道車両の整備

(ア) 北千住駅務管区の足立区所在の3駅はエレベーターによる1ルートの整備が完了している。また、令和3年度から活用している車いすや白杖をご利用のお客様ご案内のアプリや、千代田線内におけるホーム上可動柵の全駅設置により、お客様に安心してご利用いただけるよう努めている。(東京メトロ)

(イ) 車両の新造代替(1編成)に伴って、車内案内表示器の多言語化による情報提供設備の強化を図った。(京成電鉄)

(ウ) 五反野駅では令和6年2月29日下り線、同年3月21日上り線に可動式ホーム柵の使用を開始した。(東武鉄道)

(エ) 令和5年度は、東武スカイツリーライン五反野駅で、ホームドアの設置が完了した。(足立区)

(3) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

(足立区・都交通局・各鉄道事業者)

ア 令和5年度においては新型コロナウイルス感染拡大による行動制限が緩和され、北綾瀬駅における「しょうぶまつり&世界の食広場」への出展や、北千住駅・綾瀬駅における清掃活動への参加など、沿線地域との交流に加え、「足立

の花火」開催時の安全確保への協力や滞留者対策合同協議会への参加など、地域との協力体制を強化している。（東京メトロ）

イ 春および秋の全国交通安全運動期間において、区内の沿線小学校（3校）の新入生を対象に、安全啓発グッズ等を配付し、鉄道における交通ルールへの啓蒙・啓発を行った。（京成電鉄）

実施機関	鉄道の交通安全		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・都交・鉄	鉄道交通環境の整備	鉄道施設の安全性の向上	鉄道車両及び鉄軌道等鉄道施設の様々なメンテナンスの継続実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施			
区・都交・鉄	鉄道交通環境の整備	信号保安設備等の整備	信号保守設備等、電気設備の保守や検査を行い、輸送の安全に万全を期す	実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施			
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	エレベーター等駅のバリアフリー化	ホームドアの設置をする駅（R3：竹ノ塚 R5：五反野 R6：小菅、梅島、西新井）	1箇所	-	1箇所	3箇所	-	-
【区：都市建設課】実績値→				1箇所	0箇所	1箇所			
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	視覚障がい者誘導用ブロック、案内表示等	「バリアフリー法」の基本方針の整備目標に沿って、駅施設のバリアフリー化を進める	整備目標に沿って	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施			
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	鉄道車両の整備	「バリアフリー法」の基本方針の整備目標に沿って、車いすスペース車内案内表示器の設置を進める	整備目標に沿って	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施			
区・都交・鉄	鉄道交通の安全に関する知識の普及	沿線地域との交流を積極的に進め、事故防止等についてPRを実施		実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施			

※区内各鉄道会社のうち、一部で実施しているものについても「実施」としている。

2 踏切の交通安全

（1）踏切道の構造改良

（足立区・千住警察署・竹の塚警察署・各鉄道事業者）

踏切勉強会を実施した。また、JR及び東武鉄道と合同踏切事故防止キャンペーンを継続していく。

実施機関	踏切の交通安全	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・鉄・千住、竹の塚警察署	踏切道の構造改良	関係部署と協議し、踏切道の安全確保に努める	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施			

足立区の交通事故概要及び

「第11次足立区交通安全計画」の進捗状況
(令和5年度実績)

令和6年12月

発行 足 立 区

編集 都市建設部交通対策課